2　所有権、借地権及び敷地権を有する各筆の土地について、徴収すべき清算金と交付すべき清算金とがあるときは、土地区画整理法第111条の規定により両者を相殺し、相殺後の上記の金額を徴収又は交付します。なお、相殺に当たっては、交付すべき清算金を徴収すべき清算金のうち金額の少ないものから順次充当しましたので、ご了承ください。

3　「徴収清算金」の額が、10万円を超えるときは、分割して納付することができますので、分納を希望される方は、清算金分納申請書をご提出ください。

（教示）

1　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項に規定されています。）

2　この通知に係る処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

【連絡先】

〒163－1321　東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
販売営業部販売ＣＳチーム
ＴＥＬ03－3347－0932
ＦＡＸ03－3347－0485

以　上

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第22号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年4月4日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　新居田滝人

1　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画公園事業第3・3・30号西巣鴨公園
2　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
3　事務所の所在地　東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
4　事業地の所在
収用の部分　東京都豊島区東池袋四丁目地内
使用の部分　なし

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成29年3月7日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、厚生年金基金令第47条第2項に基づき公告します。

平成29年4月4日

京都市中京区押小路通柳馬場東入橘町645
京都府建設業厚生年金基金
代表清算人　絹川　治

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成29年3月7日をもって清算結了の承認を受けたので、厚生年金基金令第43条により公告します。

1．清算人氏名　絹川　治
2．住所　京都市東山区清水4丁目170番地15

平成29年4月4日

京都府建設業厚生年金基金

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十九年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月四日

札幌市白石区流通センター一丁目三番二八号
株式会社北章
代表清算人　福澤　康弘

解散公告

当社は、平成二十九年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月四日

札幌市北区北七条西一丁目一番地二
株式会社ＳＥＥＤ
代表清算人　工藤　雅之

解散公告

当法人は、平成二十九年三月五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月四日

茨城県高萩市大字高萩六四番地の六
特定非営利活動法人樹木育成支援協会
代表清算人　佐藤志津子

解散公告

当社は、平成二十九年三月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月四日

群馬県渋川市川島字下田四一番地一
日本農芸化学工業株式会社
代表清算人　藤島　康久

解散公告

当社は、平成二十九年三月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月四日

埼玉県狭山市大字上広瀬一二五四番地
キリンチルドビバレッジ株式会社
代表清算人　石川　敬崇

解散公告

当社は、平成二十九年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月四日

千葉県市川市南大野三丁目一七番三号
株式会社ＬＩＴＥ
代表清算人　井上　健

解散公告

当社は、平成二十九年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月四日

千葉県野田市野田六三二番地
株式会社勝田金物店
代表清算人　勝田　博昭

解散公告

当社は、平成二十八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月四日

東京都練馬区田柄三丁目二六番一四号
株式会社高山建築構造事務所
代表清算人　高山　明子

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一四八条第一項第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月四日

東京都練馬区豊玉北六丁目一二番一号
一般社団法人練馬区観光協会
代表清算人　篠　利雄